

## 令和8年度稲沢市消防団員 研修資料

### 内 容

- 1 稲沢市消防団役員名簿について（資料1）P1
- 2 事務局からの周知事項（資料2）P3
- 3 消防団員の身分と処遇について（資料3）P11
- 4 稲沢市消防団火災出動基準について（資料4）P16
- 5 本部支援団員制度について（資料5）P19
- 6 支援団員制度について（資料6）P20
- 7 稲沢市消防団本部多機能車の出動、運用等の基準について（資料7）P21
- 8 令和8年度稲沢市消防団主要行事予定表（資料8）P22
- 9 消防本部総務課への連絡事項について（資料9）P24
- 10 その他 P25



## 令和 8 年度稲沢市消防団役員名簿

令和 8 年 4 月 1 日現在

所属	階 級	氏 名 (ふりがな)	
本部	団 長	林 晃 弘	はやし あきひろ
	副 団 長	山 本 敏 裕	やまもと としひろ
	副 団 長	川 口 啓 司	かわぐち けいじ
	副 団 長	近 藤 英 樹	こんどう ひでき
	副 団 長	海 田 隆 至	かいでん たかし
第 1 分団	分 団 長	西 村 崇 弘	にしむら たかひろ
	副 分 団 長	小 澤 卓 也	こざわ たくや
	部 長	磯 野 栄 二	いその えいじ
	部 長	内 藤 大 介	ないとう だいすけ
第 2 分団	分 団 長	大 津 年 弘	おおつ としひろ
	副 分 団 長	加 藤 雄 也	かとう ゆうや
	部 長	森 洋 介	もり ようすけ
	部 長	野 澤 政 史	のざわ まさふみ
第 3 分団	分 団 長	玉 田 賢 介	たまだ けんすけ
	副 分 団 長	鶴 飼 泰 孝	うかい やすたか
	部 長	西 宮 浩 一	にしみや ひろかず
	部 長	牛 田 和 将	うしだ かずまさ
第 4 分団	分 団 長	川 村 尚 志	かわむら なおし
	副 分 団 長	山 田 朋 広	やまだ ともひろ
	部 長	宇 藤 辰 也	うとう たつや
	部 長	大 塚 晃 平	おおつか こうへい
第 5 分団	分 団 長	家 田 聡	いえだ さとし
	副 分 団 長	八 木 祐 也	やぎ ゆうや
	部 長	服 部 一 輝	はっとり かずき
	部 長	岩 田 隼 人	いわた はやと
第 6 分団	分 団 長	橋 本 英 幸	はしもと ひでゆき
	副 分 団 長	永 田 俊 治	ながた としはる
	部 長	土 方 利 浩	ひじかた としひろ
	部 長	家 田 和 英	いえだ かずひで

所属	階 級	氏 名 (ふりがな)	
第7分団	分 団 長	森 康 至	も り や す し
	副分団長	柴 田 裕 介	し ば た ゆ う す け
	部 長	富 田 融 生	と み た ゆ う せ い
	部 長	前 川 雄 大	ま え か わ ゆ う だ い
第8分団	分 団 長	松 元 伶	ま つ も と れ い
	副分団長	東 屋 亮 平	あ ず ま や り ょ う へ い
	部 長	佐 藤 晃	さ と う あ き ら
	部 長	鶴 飼 康 彦	う か い や す ひ こ
第9分団	分 団 長	棚 橋 勇 人	た な は し は や と
	副分団長	伊 藤 敦 紀	い と う あ つ き
	部 長	水 野 巧 麻	み ず の た く ま
	部 長	川 越 紀 史	か わ ご え の り ふ み
第10分団	分 団 長	川 口 剛 史	か わ ぐ ち た け し
	副分団長	浅 野 功 嗣	あ さ の こ う じ
	部 長	鈴 木 飛 鳥	す ず き あ す か
	部 長	山 田 章 貴	や ま だ あ き た か
第11分団	分 団 長	石 田 誠	い し だ ま こ と
	副分団長	大 津 真 児	お お つ し ん じ
	部 長	加 藤 真 也	か と う し ん や
	部 長	竹 田 良 一	た け だ り ょ う い ち

消防関係電話番号

稲沢市消防団 (ファクシミリ兼用)	第1分団	0587-23-2840
	第2分団	0587-23-2841
	第3分団	0587-23-2844
	第4分団	0587-36-5395
	第5分団	0587-36-6701
	第6分団	0587-32-9246
	第7分団	0587-97-6833
	第8分団	0587-97-5263
	第9分団	0587-97-5265
	第10分団	0567-46-5182
	第11分団	0567-46-5183
関係機関	稲沢市消防本部	(代表)0587-22-0119
	〃 総務課	0587-22-2111
	稲沢東分署	0587-21-2255
	祖父江分署	0587-97-5000
	平和分署	0567-50-6644
	火災テレホンサービス	0587-32-0999

8 稲消総事務連絡

令和 8 年 4 月 5 日

分団長 様

稲沢市消防団

団長 林 晃弘

消防団員の厳正な服務規律の確保について（通知）

消防団員の皆さんには、生業を持ちながら、本市の防火・防災活動にご尽力いただいておりますこと厚くお礼申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり消防団員の身分は、非常勤の特別職の公務員であり、市長の承認を得て、消防団長より任命されています。よって、当然のことながら、消防団員としてふさわしくない非行があった場合などには懲戒処分として、稲沢市消防団条例に基づき、免職されることがあります。

市民からは、地域に根ざした消防団への期待は非常に大きなものがある反面、消防団員の皆さんの行動等についても厳しい目が向けられています。

つきましては、公私問わず消防団員一人ひとりが特別職の公務員であるという自覚を持ち、節度ある行動をとっていただきますよう、下記のとおり通知します。

#### 記

##### 1 服務規律の確保について

- (1) 消防団員は、非常勤の公務員として公共の福祉のため消防事務に従事するという心構えを忘れず、秘密を守る義務など法令を遵守し、上司の指揮命令のもとに一致協力すること。
- (2) 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、著しくその活動能力を低下させる等の集団的行動を行わないこと。
- (3) 消防団員は、常に災害の予防及び警戒活動に努め、災害に際しては消防団の使命を自覚して職務に従事すること。
- (4) 職務に関し、金品の寄贈又は供応接待を受け、又はこれを請求する等の行為をしないこと。
- (5) 常に、機械器具その他消防団の設備器材の維持管理に努め、職務以外にこ

れを使用しないこと。

(6) 被服等は大切に保管し、職務以外に使用し、又は他人に貸与しないこと。

## 2 その他

消防団活動はチームワークが重要であるため、日頃から団員同士のコミュニケーションは大切であるが、お互いを尊重することはもっと大切であり、他人に迷惑をかけないこと。

問合せ先 消防本部総務課（消防団担当） 電話 0587-22-2111

8 稲消総事務連絡

令和 8 年 4 月 5 日

分団長 様

稲沢市消防団

団長 林 晃弘

消防団員の報酬等の直接支給の徹底等について（通知）

このことについて、令和 7 年 8 月 8 日付け消防地第 6 1 5 号で消防庁国民保護・防災部地域防災室長の通知に基づき、報酬等の直接支給など適切な取り扱いを徹底してください。

問合せ先 消防本部総務課（消防団担当） 電話 0587-22-2111



消防地第 615 号  
令和 7 年 8 月 8 日

各都道府県消防団担当部（局）長 殿

消防庁国民保護・防災部地域防災室長

### 消防団員の報酬等の直接支給の徹底等について

消防団員の年額報酬、出動報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）については、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）第 13 条を踏まえ、消防団員の処遇の改善を進めるため、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和 3 年 4 月 13 日付け消防地第 171 号）において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下「基準」という。）を策定し、団員個人への直接支給等をお願いしてきたところです。

また、報酬等の団員個人への直接支給については、「消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて」（令和 4 年 8 月 9 日付け消防地第 471 号）や「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について」（令和 7 年 1 月 31 日付け消防地第 66 号）等により、各市区町村（消防団を所管する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）において、この基準の趣旨を逸脱する不適切な取扱いを把握した場合は、早急に是正するよう求めてきたところです。

各市区町村においては、これらの通知に基づきこれまで消防団員の処遇改善に取り組んでいただいておりますが、今般、改めて対応いただきたい事項を下記のとおりまとめましたので、貴職におかれましては、域内の市区町村に対し、本通知を周知していただくようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

### 記

#### 1 報酬等の直接支給の徹底等について

消防団員の報酬等の直接支給については、令和 6 年 4 月 1 日現在、約 9 割の市

区町村で対応していただいているところであるが、いまだ対応していない市区町村においては、その報酬等が消防団員の勤務に対する反対給付等であることや、支給事務の透明性や団員間の公平性の確保の観点から、早急に対応すること。

消防団運営に必要な公務上の経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）については、団員個人に直接支給すべき経費と区別した上で、各市区町村において適切な予算措置を講ずること。

## 2 不適切な取扱いの早急な是正等について

消防団運営に必要な公務上の経費に充てるため、一旦団員個人に直接支給された報酬の全部又は一部を消防団や分団に支払うよう求めるようなことは、基準の趣旨を逸脱するものであることから、上記1の予算措置と併せて、早急には是正すること。

また、消防団の幹部が、団員の預金通帳・キャッシュカード・届出印等を預かり、預金を引き出す行為は、基準の趣旨を逸脱するものであり、早急には是正すること。

さらに、消防団における懇親会の会費等を目的とした集金については、消防団の運営は団員の総意に基づいて行われるべきものであり、まずは団員全体で議論すること。

## 3 消防団への周知徹底等について

各市区町村においては、上記2の取扱いについて、その趣旨を含め、消防団に対して周知徹底すること。

また、上記2のような行為が管内の消防団において行われていないか随時確認いただくとともに、消防団員からの報告等により、市区町村が万が一こうした行為を把握した場合には、その事実関係を早急に確認し、それが事実であった場合は直ちに是正する措置を講ずること。

## 4 消防庁への報告について

各市区町村においては、上記2のような行為を把握した場合には、消防庁に対し、その内容等を電子メール（下記問い合わせ先参照）により速やかに報告すること。なお、報告に当たっては、都道府県にも情報提供すること。

### 【お問い合わせ先】

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室  
有村課長補佐、山下係長、青山、高橋事務官  
TEL：03-5253-7561  
Email：syobodan@ml.soumu.go.jp

8 稲消総事務連絡

令和 8 年 4 月 5 日

分団長 様

稲沢市消防団

団長 林 晃弘

安全運転の徹底及び関係法令の遵守について（通知）

消防団活動における車両の運転につきましては、市民の生命、財産を守る立場であることから、より一層の安全意識の徹底が求められます。

昨年度においても、不注意による消防団車両の事故発生していることから、同様の事故を二度と繰り返さないため、改めて安全運転の徹底をお願いいたします。

つきましては、下記の事項に特に注意していただき、市民の皆様から預かった大切な財産であることを肝に銘じ、車両の運用に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 左折時には、内輪差を考慮するとともに、サイドミラー等を活用し、危険要因を認識すること。特に、狭隘な曲がり角や夜間時などは必ず誘導員を配置し民家の塀やガードレールなどに接触することがないように配慮すること。
- 2 消防団詰所からの車両の入出庫は、1人で行わず、必ず誘導員を配置し、周囲の状況を十分に確認すること。
- 3 誘導員は、運転者から必ず確認できる位置に立つこと。
- 4 後部の折りたたみ式座席のある車両の後部座席に乗車する際は、シートベルトを着用し、転落防止に努めること。
- 5 万が一交通事故を起こした場合は、負傷者があれば必ず応急救護をするとともに、警察署に通報すること。

（問合先 総務課総務グループ （消防団担当） 電話 0587-22-2111



## 消防団員の身分と処遇

### 1 消防の任務

消防の任務は、消防組織法第1条で「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」と定められているとおり、この崇高で重要な任務を遂行することが消防団の目的であり、消防団員の使命であります。

### 2 消防団員の身分

#### (1)消防団員は特別職の地方公務員

- ・任命権者は消防団長
- ・入団又は退団は自由

#### (2)消防団員の最高責任者は市長

- ・市長が消防団の組織運営を行うが、その権限が消防団長に委ねられている

### 3 消防団員の権限

#### (1)通行に関する権限

- ・優先通行権  
消防車両が火災現場へ向かうときは、他の車両等は進路を譲らなければならない。
- ・緊急通行権  
緊急時は、一般の通行に供されていない通路・空地・水面等も通行することができる。

#### (2)情報収集

- ・建物構造や要救助者の有無など、必要な情報提供を求めることができる。

#### (3)消防警戒区域の設定

- ・火災現場に、関係者以外の立入禁止、退去命令、出入の制限ができる、消防警戒区域を設定することができる。

#### (4)緊急措置権

- ・消火、救助のため、消防対象物の使用、処分ができる。
- ・緊急時には、現場付近の者に消防作業への従事を命じることができる。

※地方公務員法第3条、消防組織法第6、22条及び消防法第25条から第29条 参照



#### 4 消防団員の処遇

##### (1) 報酬(年額報酬と出勤報酬)と費用弁償

###### ア 年額報酬

年2回(上半期9月・下半期3月)に分けて、各個人の指定口座へ年額報酬を支給します。

令和4年4月から5万円を超える「部分」は課税対象となり源泉徴収されます。

【単位：円】

年額	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	団員	支援団員	本部支援団員
	223,900	156,600	114,900	86,200	66,900	57,500	10,200	10,200

###### イ 出勤報酬

団員が災害、警戒、訓練等のため出勤したときは、3か月に一度、年4回に分けて、各個人の指定口座へ次に掲げる額を支給します。原則非課税です。

出勤区分		出勤時間等の区分		出勤報酬の額 (日額)	要件
災害 出勤	防災活動、救出救護、避難誘導、警戒、搜索等		4時間を超えるとき	6,000円	団長の命令又は団長が認めたもの
			4時間以内	3,000円	
	火災	出勤	4時間を超えるとき	6,000円	稲沢市消防団火災出勤基準に基づくもの
			4時間以内	3,000円	
		詰所待機	詰所待機	1,500円	
	訓練等 出勤	消防団行事 (式典等)		任命式、研修会、市操法大会、観閲式、出初式、応急手当普及員(再)講習、多機能車隊訓練等	3,500円
消防団行事 (広報活動等)		市総合防災訓練、年末夜警、あいち消防団、警備活動、防火パレード等	1,750円		

- 1 稲沢市国民保護計画に基づく出勤は、災害出勤とする。
- 2 出勤時間は、原則、指令時間から消防車両が詰所に帰所した時間までとする。出勤した正副団長は、指令時間から鎮火30分後までの時間とする。
- 3 1日に複数回災害出勤したときは、出勤時間を合算した区分の額とする。
- 4 1日に複数回訓練等出勤したときは、3,500円を支給する。
- 5 日付をまたぐ出勤は、日付ごとに支給する。
- 6 出勤に伴う実費(ガソリン代等)は報酬に含まれるものとする。
- 7 火災予防運動は各期間1日分、年末夜警は2日分までを支給対象とする。
- 8 会合、分団訓練、消防団会議は、本部等運営事業費による。

###### ウ 費用弁償

団員が公務のため、市外に出張したときは、その出張について費用の弁償として、3か月に一度、年4回に分けて、各個人の指定口座へ旅費を支給します(他の団体により旅費の支弁を受けるときは、支給しません。)

(稲沢市消防団条例及び稲沢市消防団員の報酬及び費用弁償支給要領 抜粋)

##### (2) 公務災害補償制度と退職報償金制度

別紙「公務災害補償制度」及び「退職報償金制度」を参照



# 公務災害補償制度

## 1 公務災害補償制度の性格

消防団員等が公務上の災害を受けた場合に、市町村等が被災団員又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償し、併せて被災団員の社会復帰の促進、遺族の援護等を図るために必要な福祉事業を行うものである。

## 2 公務災害補償の対象

「公務上の災害」とは、消防団員等が消火・訓練等の消防団活動などで被った負傷、疾病、障害又は死亡の身体的損失をいう。

## 3 公務災害認定の基本的考え方

公務災害に該当する（公務上）か、該当しない（公務外）かは、まず、公務遂行性があるか否か、次に公務起因性が認められるか否かにより判断する。

### (1) 公務遂行性

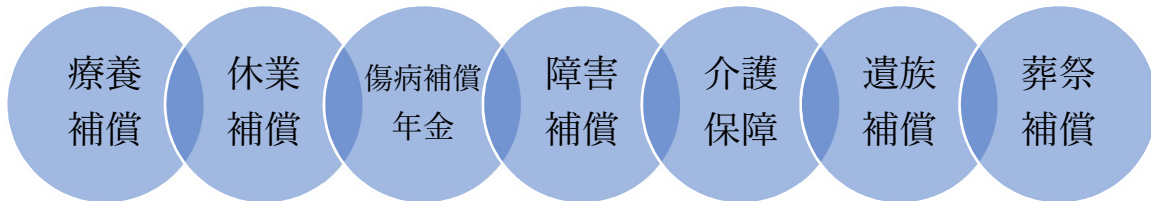
上司（団長、副団長、分団長等）の命令に従い正規の消防団活動（公務）に従事していることをいう。

### (2) 公務起因性

公務に従事したことにより負傷し、又は肉体的、精神的に過重な負荷がかかり疾病にかかったことをいう。

## 4 公務災害補償の内容

### (1) 損害補償の種類



### (2) 福祉事業

福祉事業は、公務上の災害を受けた団員又はその遺族の福祉を増進するため、法的義務として行う損害補償を補完する付加的給付であり、消防基金が市町村等に代わって行うものである。

※稲沢市消防団員等公務災害補償条例 参照



## 災害にあった場合には

消防団員が公務により被災し、公務災害として認定されたときには、消防団員等公務災害補償等共済基金から補償を受けることができます。

### 【公務災害】

消防団員が業務中に負傷した場合や、業務が有力な原因で病気になった場合には公務災害になります。

ただし、団員の故意、私的行動や素因・基礎疾患、あるいは天災地変、私的怨恨などにより発生した災害は公務災害になりません。

### 団員の皆さんへ

万が一、事故にあったら消防本部総務課の担当者に速やかに報告し、必要に応じて公務災害認定請求の手続きをしてください。

受診医療機関は、稲沢市民病院又は稲沢厚生病院を受診するようにしてください。また、受診する医療機関を変更することは、医療上又は勤務上の必要による場合に限り、自己判断による転医は原則療養補償の対象となりませんのでご注意ください。転医する場合は、必ず消防本部総務課の担当者に相談するようお願いします。

災害が、公務災害と考えられる場合は、医療機関に対して、公務災害の認定手続中である旨を伝えて、診療費の請求を待ってもらうように、被災団員又は担当者から依頼します。なお、被災団員が治療費を個人負担したときは、必ず領収書を保管しておいてください。

第三者の加害行為（交通事故など）により公務災害が発生した場合、治療費等は原則として加害者に損害賠償し、支払ってもらうことになります。

治療内容によっては、公務災害の補償対象とならない場合もありますので、注意してください。

### 総務課担当者の対応について

災害発生の情報が入ったら、被災団員、分団長等から事情を聴取し、災害発生状況を詳細に把握させていただきます。以後、被災団員及び医療機関と連絡を取り合いながら手続きを進めていきます。

# 退職報償金制度

## 1 退職報償金制度について

退職した消防団員の多年の苦勞に報いるため、市町村が支給する金一封的な功勞金としての性格を持つ金銭給付であり、昭和39年度に消防団員の処遇改善措置の一環として創設された制度です。

## 2 退職報償金の支給額

退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の階級及び勤務年数に応じて支給するものとし、その額は、次のとおりです。

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表 (稲沢市非常備消防団員退職報償金の支給に関する条例より)

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
	円	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

## 3 支給額の決定

### (1) 支給基礎階級の決定

支給基礎階級は、退職日時点の階級を基準とする。

ただし、その階級以上の在職期間が1年未満の場合は(団員を除き)直近下位の階級とし、退職時の階級より上位の階級に1年以上在職した期間がある場合は、その上位階級とする。

### (2) 勤続年数の算定

勤続年数は、消防団員として勤務した期間を合算して算定する。ただし、既に退職報償金の対象となった期間や、再入団後1年未満の期間は算入しない。

勤務年数は、入団月から退職月までの月数で計算し、1年は12か月とする。

## 4 受給遺族の範囲

在職中に死亡した消防団員の退職報償金は、配偶者を最優先に支給する。

次いで、死亡当時生計を維持していた親族、その後に子および父母の順とする。

同順位の遺族が複数いる場合は、均等に分割して支給する。

## 5 支給制限

一定の刑罰や懲戒処分等を受けて退職した者、

その他、支給が不適当と認められる場合には支給しない。

※稲沢市非常備消防団員退職報償金の支給に関する条例 参照



## 稲沢市消防団火災出動について




※詳しくは、稲沢市消防団火災出動基準を参照



別記様式（第7条関係）

## 災 害 出 動 報 告 書

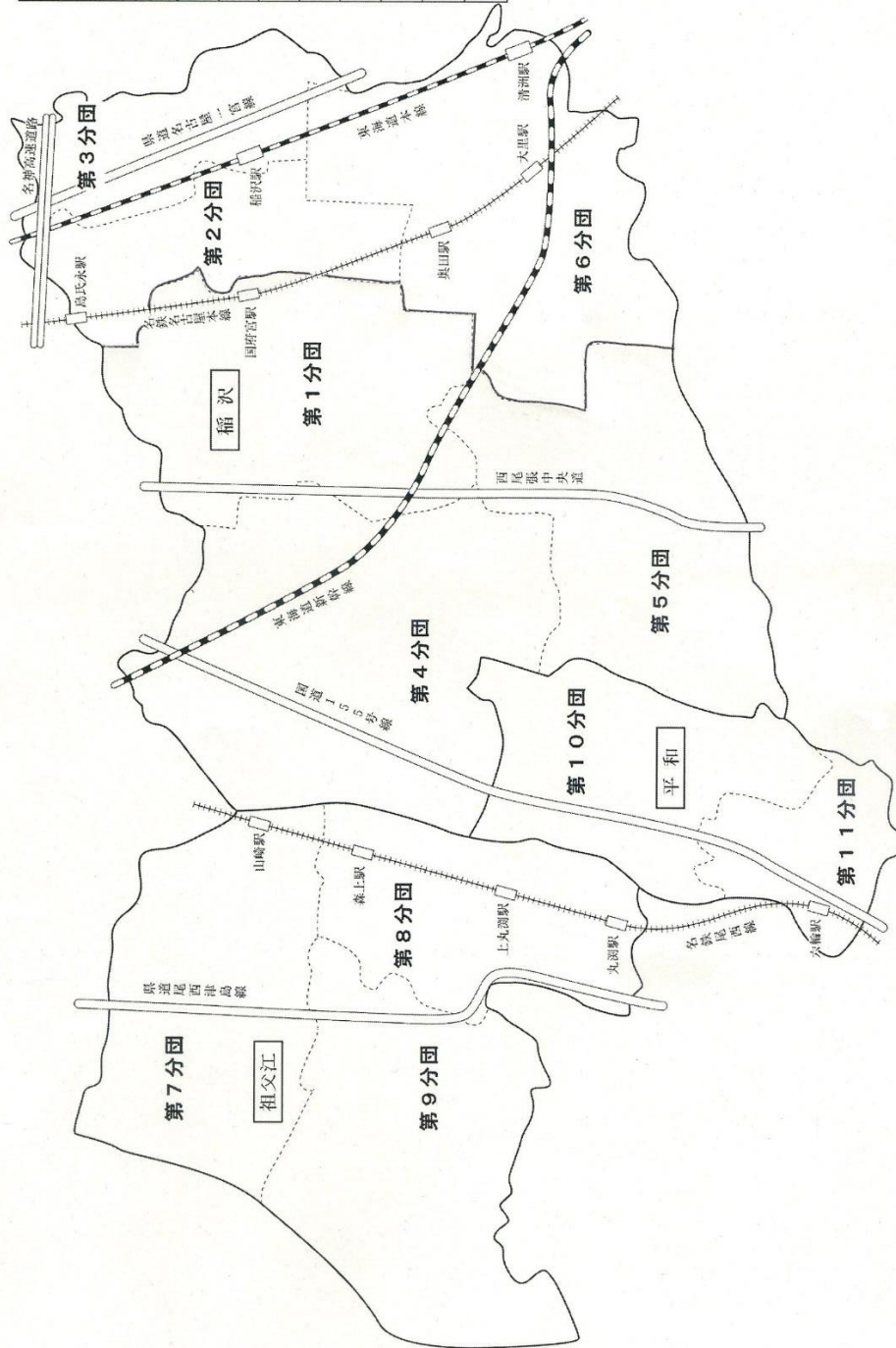
稲沢市消防団第 \_\_\_\_\_ 分団

出 動 種 別	火災・風水害・捜索・警戒・その他（ _____ ）		
詰所出動日時	年	月	日 午前・午後 時 分
出 動 場 所			
出動消防団員数	人	出 動 状 況	詰所待機・現場まで・途中まで
活動の有無	有・無	有の場合は活動内容	
使用ホース数	本	使用ホース数については、通水の有無にかかわらず延長した本数とする	
放水の有無	有・無	有の場合は放水開始時間	午前・午後 時 分
使用水利	消火栓・貯水槽・井戸・自然水利・その他（ _____ ）・中継		
詰所帰所日時	年	月	日 午前・午後 時 分
消防団員の ケガ等の有無	有・無		
	有の場合（氏名 _____ ） ※事務局へ早急に連絡してください。		
そ の 他	※活動内容等を把握している範囲で記入してください。（報告事項等）		
活動状況略図			
消防車の部署位置、使用水利、ホース延長経路及び各分団の状況等を把握している範囲で図示してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

# 消防団管轄区域図

名称	区域
第1分団	稲沢市民センター地区
第2分団	小正市民センター地区
第3分団	下津市民センター地区
第4分団	明治市民センター地区
第5分団	千代田市民センター地区
第6分団	大里西市民センター地区 大里東市民センター地区
第7分団	祖父江小学校区 山崎小学校区
第8分団	領内小学校区 丸中小学校区
第9分団	取川小学校区 長岡小学校区
第10分団	法立小学校区 三宅小学校区
第11分団	六輪小学校区



## 稲沢市消防団本部支援団員

### 入団・任命

- ・入団希望者は、消防団長に申出て所定の手続きを行い、辞令交付により任命される。退職希望者は、退職願を提出する。なお、毎年度継続の意思確認を行う。

### 所属・体制

- ・消防団本部に所属し、階級は団員
- ・本部支援団員の中からリーダー、サブリーダーを選出し、本部と団員間の連絡調整を行う

### 活動・訓練

- ・消防団の活性化及び防火・防災広報の推進
- ・本部支援団員研修で知識、技能を習得し、応急手当の指導並びに災害防止活動にあたる。  
※応急手当の指導には応急手当普及員の資格取得が必要。
- ・地震、水害等の大規模災害における消防団本部の支援活動
- ・昼間の火災において、団長又は所管分団長の指揮の下で、消防活動にあたることのできる。

### 報酬・補償

- ・報酬、費用弁償、退職報償金及び公務災害補償については、条例に基づき支給する。
- ・年額報酬は、年額10,200円を、9月及び翌年3月の2回に分けて支給する。
- ・出勤報酬については、団員と同様

### 表彰

- ・勤続年数による各種表彰の対象外
- ・消防活動において功績があった場合は、稲沢市消防団規則に定める表彰、また、退団に伴う退職消防団員報償の具申は行う。

※稲沢市消防団本部支援団員の任務、処遇等に関する要綱、稲沢市消防団本部支援団員内規 抜粋  
詳しくは、関係要綱、内規を確認してください。



## 稲沢市消防団支援団員

### 入団・任命

- ・消防職員又は消防団員の経験者で、入団希望する方は、居住する地区を管轄する分団長に申出て、所定の手続きを行い、辞令交付により任命される。退職希望者は、退職願を提出する。なお、毎年度継続の意思確認を行う。

### 所属・任務

- ・居住する地区の分団に所属し、階級は団員
- ・消防職団員として培った知識、技能を生かし、災害現場で不足する消防力を補完する。
- ・支援団員の中からリーダーを選出し、分団と支援団員間の連絡調整を行う。

### 活動・訓練

- ・原則として昼間の火災、地震、水害等の大規模災害において、団長又は所属分団長の要請に応じて出動し、所属分団長の指揮の下で、消防活動にあたる。  
ただし、支援団員のみで消防車両での出動はできない。
- ・観閲式、出初式等の行事、訓練等、平時の消防団活動には参加しない。  
ただし、必要に応じ分団長が訓練の指導等を依頼することができる。

### 報酬・補償

- ・報酬、費用弁償、退職報償金及び公務災害補償は、条例に基づき支給する。
- ・年額報酬は、年額10,200円を、9月及び翌年3月の2回に分けて支給する。
- ・出動報酬については、基本団員と同様  
ただし、訓練の指導等については、費用弁償の対象外

### 表彰

- ・勤続年数による各種表彰の対象外
- ・消防活動において功績があった場合は、稲沢市消防団規則に定める表彰、また、退団に伴う退職消防団員報償の具申を行う。

※稲沢市消防団支援団員の任務、処遇等に関する要綱、稲沢市消防団支援団員内規 抜粋  
詳しくは、関係要綱、内規を確認してください。



## 稲沢市消防団本部多機能車隊について



### 稲沢市消防団本部多機能車隊とは

- ・稲沢市消防団本部多機能車を運用するにあたり、基本団員の中から、「消防団本部多機能車隊員名簿」に登録された団員で構成される部隊
- ・任期は1年間

※本部多機能車

### 活動内容

- ・稲沢市内で大規模災害が発生した場合、消防本部に参集する。  
※参集基準 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合等
- ・消防団本部直属の部隊として、団長等の指揮の下、団本部の運営及び災害対応にあたる。
- ・団長又は副団長を隊長とし、出動は5人以上とする。

### 訓練等

- ・登録隊員は、定期的に本部多機能車積載資機材の教育訓練を実施

※その他詳細については、「稲沢市消防団本部多機能車の出動、運用等の基準」及び「稲沢市消防団大規模災害時（地震）活動マニュアル」を確認してください。



## 令和8年度 稲沢市消防団主要行事予定表

月	日	行事名	場所	時間	備考
4	5(日)	任命式及び団員研修会	尾西信金いなざわアリーナ	午前10時～	全団員
	11(土)	消防団会議	魚房(仮)	午後6時～	正副団長及び正副分団長
	18(土)	団員研修 (基本消火戦術等)	消防本部	午前9時～ 午前11時	各分団5人
	25(土)	多機能車隊訓練	消防本部	午前9時～ 午前11時	多機能車隊員
5	17(日)	第22回稲沢市消防操法大会	消防本部	午前8時30分～	※エントリー制 大会予備日 5月24日(日)
	31(日)	水防・防災訓練	岩倉市 (八剱憩いの広場)	午前中	第1分団～第11分団
7	4(土)	第71回愛知県消防操法大会	蟹江町	午前8時30分～	慰労会(未定) 大会予備日 7月5日(日)
	26(日)	普通救命講習会 I	消防本部	午前9時～	第1分団～第11分団 本部支援団員(普及員として参加)
8	未定	稲沢夏まつり	未定	未定	未定
9	6(日)	救命ボート等取扱い訓練	平和町プール	午前9時～ 午前11時	各分団5人
10	17(土) or 18(日)	消防ひろば	未定	未定	各分団1人、本部支援団員
	25(日)	観閲式	消防本部	午前10時～	基本団員・本部支援団員 雨天時は消防本部車庫
11	9(月)	秋の火災予防運動	各分団管轄区域		(～15日)
	15(日)	稲沢市総合防災訓練	下津小学校 稲沢西中学校 千代田中学校	午前中	各分団1人、本部支援団員
	15(日)	第14回愛知県尾張地区消防大会	扶桑町(扶桑文化会館)	午後1時30分～ 午後4時(予定)	正副団長 各分団 各3人(予定)
	未定 (土or日)	そぶえイチョウ黄葉まつり	未定	未定	消防団加入促進 正副団長・本部支援団員
12	28(月) 29(火)	年末夜警	各分団管轄区域	午後8時～	12/28消防本部で出発式 市長等激励
1	9(土)	出初式	尾西信金いなざわアリーナ	午前10時～	基本団員・本部支援団員
	20(水)	あいち消防団の日	アピタ稲沢店(仮)	午後5時30分～	各分団・本部支援団員 サポーター
	未定	消防団員指導員研修 (愛知県消防協会)	名古屋市 (アイリス愛知)	2日間	1人(予定)
	未定	文化財消防訓練	調整中	未定	該当分団 基本団員
2	18(木)	大鏡餅警備	国府宮神社参道	正午～	第1分団～第11分団
	19(金)	難追神事警備	国府宮神社参道	午前10時 ～正午	第1分団～第6分団
	21(日)	春の防火パレード	各分団管轄区域	午前9時～	4コースで実施 各分団4人・本部支援団員8人
3	1(月)	春の火災予防運動	各分団管轄区域		(～7日)
	6(土)	消防団会議	鶴べ別館(仮)	午後6時～	正副団長及び分団長

※行事予定表の参加行事については、出勤報酬の対象とします。(水防・防災訓練については、愛知県尾張水害予防組合水防団設置規程第9条により支給)

※奇数年度に実施: 支援団員研修(三角巾・搬送法・基本結索)

※1月中旬から下旬に、大里東小学校を使用した訓練を予定(中・東方面隊対象)

## 令和8年度 本部支援団員行事予定表

月	日	行 事 名	場 所	時 間	基本対象人数	備 考
4	5(日)	任命式及び団員研修会	尾西信金いなざわアリーナ	午前10時～	全員	
	18(土)	本部支援団員研修(年間行事予定等)	消防本部	午前9時～ 午前11時	全員	
5	17(日)	第22回稲沢市消防操法大会	消防本部	午前8時30分～	全員	※エントリー制 大会予備日 5月24日(日)
6	未定	本部支援団員研修	消防本部	午前9時～	全員	
7	4(土)	第71回愛知県消防操法大会	蟹江町	午前8時30分～	3人	大会予備日 7月5日(日)
	26(日)	普通救命講習会 I	消防本部	午前9時～	4人	普及員として参加
9	25(金) 26(土)	第31回女性消防団員活性化北海道大会	札幌コンベンションセンター (北海道札幌市)	3日間	2人	9月24日(木)前泊 を含む2泊3日を予定
10	3(土)	基本訓練 (訓練礼式・消火器取扱・消火栓取扱訓練)	消防本部	午前9時30分～ 午前11時30分	全員	
	17(土) or 18(日)	消防ひろば	未定	未定	全員	
	25(日)	観閲式	消防本部	午前10時～	全員	雨天時は消防本部車庫
11	15(日)	稲沢市総合防災訓練	下津小学校 稲沢西中学校 千代田中学校	午前中	全員	各分団1名・本部支援団員
	15(日)	第14回愛知県尾張地区消防大会	扶桑文化会館 (扶桑町)	午後1時30分～午後4時		
	下旬 (土)or(日)	そぶえイチョウ黄葉まつり	未定	未定	全員	消防団加入促進 正副団長・本部支援団員
12	未定	本部支援団員研修	消防本部	午前9時～	全員	
1	9(土)	出初式	尾西信金いなざわアリーナ	午前10時～	全員	基本団員・本部支援団員
	20(水)	あいち消防団の日	アピタ稲沢店(仮)	午後5時30分～	全員	各分団・本部支援団員 サポーター
2	上旬	女性消防団員研修	アイリス愛知	未定		
	18(木)	大鏡餅警備	国府宮神社参道	正午～	全員	
	21(日)	春の防火パレード	各分団管轄区域	午前9時～	8人	4 コースで実施 各分団4人・本部支援団員8人
未定	未定	応急手当普及員再講習(1日間)				普及員として3年経過 前年度未受講者
未定	未定	応急手当普及員講習 I (3日間)未受講者				

※行事予定表の参加行事については、出勤報酬の対象とします。

※奇数年度に実施:支援団員研修(三角巾・搬送法・基本結索)

# 消防本部総務課への連絡事項

資料 9

消防団員に下記事由が発生した場合は、必ず消防本部総務課まで連絡してください。

連絡先 電話番号 . . . . . 0 5 8 7 - 2 2 - 2 1 1 1 (ダイヤルイン)  
 FAX番号 . . . . . 0 5 8 7 - 2 2 - 2 1 3 0  
 夜間、祝祭日、  
 年末年始、勤務時間外 } 0 5 8 7 - 2 2 - 0 1 1 9 (代表)

事 由	連 絡 事 項	市 等 の 取 扱 い
1 結婚する場合	・団員の氏名 ・挙式日時 ・結婚式場所(会場) ※挙式の1週間前までに連絡。ただし、市職員は除く。	市長から祝電 ※希望する場合のみ
2 <u>配偶者、父母及び子女</u> が死亡の場合	・死亡者と団員との続柄 ・通夜日時、場所 ・告別式日時、場所	告別式に正副団長が出席 ※希望する場合のみ
3 団員が活動中に負傷した場合	・火災、訓練により活動中又は出動途中に負傷したときは、氏名、負傷程度及び状況を速やかに連絡	療養補償等を行う。 (診療機関の <u>公務災害認定が必要</u> )
4 消防車両が事故の場合	・警察への届出と同時に、負傷者が居る時は救急要請を行い、下記事項を速やかに連絡 ①運転者氏名 ②事故状況 ③事故発生場所 ④相手氏名及び住所 ※自損事故の時は ①運転者氏名 ②損傷の程度 ③事故発生場所	対人、対物、車両について補償等を行う。
消防団活動遂行のために私用車を使用し、損害を受けた場合	・損害の状況を速やかに連絡 ※ <u>活動場所への単なる移動手段として使用した場合を除く。</u>	共済基金から見舞金 (上限10万円)修理費 3万円未満は支給対象外
5 消防車両が故障の場合(施設、資器材等の破損、紛失含む)	・故障(破損、紛失)の状況を速やかに連絡	車両(施設、資器材等)の修繕
6 病院等へ入院があった場合	・公務の場合 10日以上入院のとき ・公務、公務外の場合 7日以上入院のとき	消防協会から見舞金支給 福祉共済から見舞金支給 【※加入者のみ】
7 団の旅行を実施する場合	・実施日、行先、参加人数	正副団長及び消防本部総務課への連絡
8 火災出動した場合	・災害出動報告書及び災害出動団員報告書の提出 ※提出が遅れる場合については、事前に電話で出動人員等について連絡	出動団員への報酬
9 引っ越し等により住所変更した場合	・新たな住所を速やかに連絡	報酬・費用弁償支払いのための登録情報の更新
10 振込口座を変更した場合	・報酬・費用弁償等振込口座届出書により速やかに届出	報酬・費用弁償支払いのための登録情報の更新

## すぐ参集登録方法（消防団員向け）

- 1 登録したい端末で下記アドレスにアクセスするかQRコードを読みとり、L o G o フォームにアクセスしてください。

「アドレス」 <https://logoform.jp/form/GEKK/563638> 「QRコード」



- 2 アクセス後、次の事項を入力してください。
  - (1) 送信先アドレス【Q1】  
※正確に入力してください。【Q2】
  - (2) 氏名  
※漢字のフルネームで名字と名前の間は1文字空けてください。
- 3 自分が該当する「所属」→「立場等」を選択してください。その1からその3までの回答が必要な箇所の所属を選択すると、立場等の選択画面が表示されます。  
※一番多い方で3種類登録が必要です。
  - (1) その1【Q3・Q4】  
団本部→正副団長（5人）or 本部支援団員 or 多機能車隊員（11人）
  - (2) その2【Q5・Q6】  
第○分団→第○分団基本団員 or 第○分団支援団員
  - (3) その3【Q7・Q8】  
各分団正副分団長→分団長（11人）or 副分団長（11人）or 副分団長（祖3人）  
※第7～9分団の副分団長は「副分団長（祖3人）」を選択してください。

(例1) 第○分団の基本団員で、分団長かつ多機能車隊員の場合（その1からその3）  
その1 団本部→多機能車隊員（11人）  
その2 第○分団→第○分団基本団員  
その3 各分団正副分団長→分団長（11人）

(例2) 第○分団の基本団員（その2のみ）  
その2 第○分団→第○分団基本団員
- 4 確認画面で内容確認後、「送信」ボタンを押してください。
- 5 その他
  - (1) L o G o フォームで送信いただいた内容を消防本部総務課で登録後に受信可能となります。
  - (2) 気象情報やパトネットの情報を受信したい場合は、マイページから設定してください。
  - (3) 退職された団員については、退職日以降に速やかに消防本部総務課で登録を削除させていただきますが、削除までの間、メールが届く場合がありますので御理解をお願いします。
  - (4) すぐ参集の送信アドレスは次のとおりですので、受信できるように設定をお願いします。

[no-reply@logoform.jp](mailto:no-reply@logoform.jp)

# あいち消防団応援の店 特典利用のための

## 消防団員カード・消防団員家族カードの登録方法（LINEからの登録・表示）

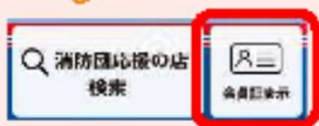


1



二次元コードをスマートフォンで読み込み、「あいち消防団応援の店」を友だち追加！

2



画面の右下に表示される **会員登録表示** をタップ

3



**新規会員登録** をタップ

4



各項目を入力して **送信** をタップ

5

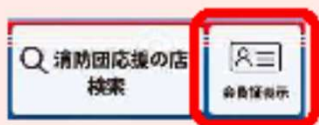
【新規会員登録完了画面】



会員情報登録完了画面が表示されます。右上の×をタップして閉じてください。  
家族カードも登録する場合は **家族会員を追加する** をタップし、同様に各項目を入力してください。

※家族会員は後からでも登録できます

6



画面の右下に表示される **会員登録表示** を再度タップ

7



**LINEでログイン** をタップ

8



この画面が表示されたら登録完了です！

後から家族会員を追加する場合は **登録情報確認** で⑤の画面になりますので、**家族会員を追加する** をタップし、登録してください。

# あいち消防団応援の店 公式LINEの便利な機能！

使いやすいだけでなく、お得な情報もゲットできます！

LINEの機能を利用して、右図の様に配信します！⇒⇒

スマホで表示



🔍 消防団応援の店  
検索

簡単にお店を検索できます



あいち消防団応援の店

🔔 新規登録店舗のお知らせ

🏠 店舗名：〇〇〇〇

📍 所在地：〇〇市〇〇町〇〇

🎁 提供サービス：食事代から10%引  
地域の安全・安心を支える皆さんを応援  
するお店です。ぜひご利用ください！



あいち消防団応援の店

🔔 特別セールのお知らせ

🏠 店舗名：〇〇〇〇

🌐 URL：www. [〇〇〇〇.com](http://〇〇〇〇.com)

📍 所在地：〇〇市〇〇町〇〇

🎁 提供サービス：通常、表示価格の  
10%OFFを期間限定で20%OFFにしま  
す。

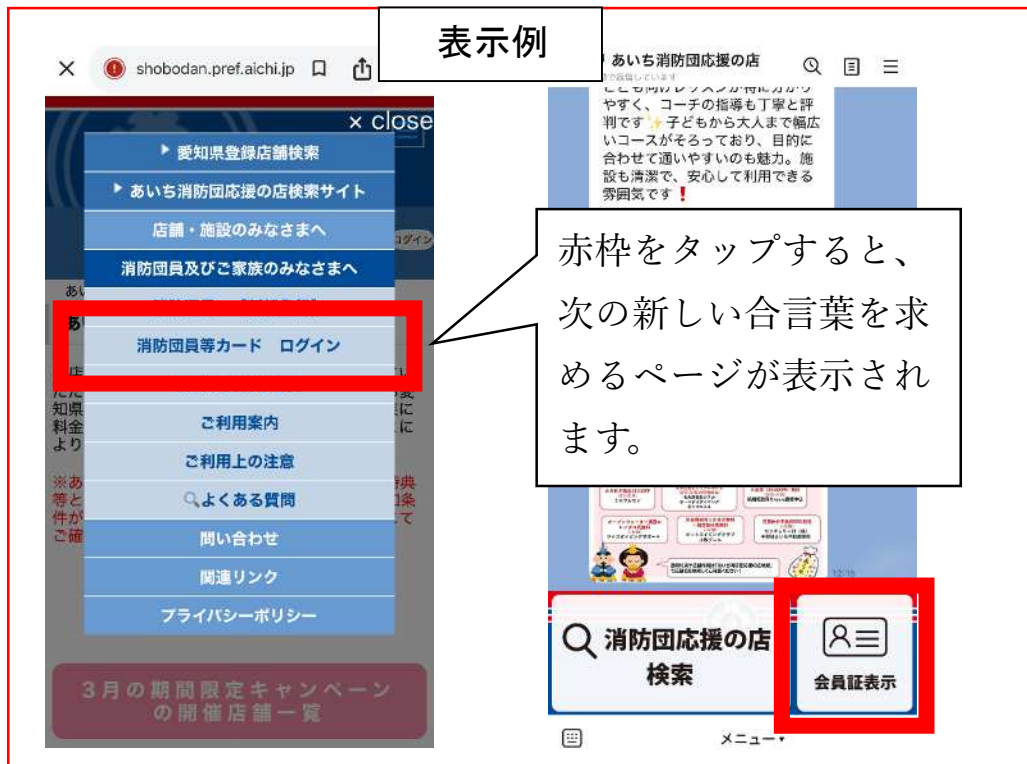
## ○具体的なサービス例

- ①マクドナルド（219店舗）→地域支援セット780円相当が580円に割引
- ②ホームメイト（県内28店舗・県外155店舗）  
→賃貸アパート・マンションの仲介手数料50%割引
- ③ガリバー（全国317店舗）→最大7万円のオプション値引き
- ④エニタイムフィットネス（80店舗）→毎月の会費から1,100円割引
- ⑤魚民・目利きの銀次などモンテローザ系列店舗→会計金額から15%割引

# 2026年4月以降の「消防団員カード及び消防団員家族カード（以下電子カード）」の合言葉について

消防団員の入退団に伴い合言葉を変更し、あいち消防団応援の店制度を適切に運用します。

現在使用している電子カードが2026年4月1日午前8時から使えなくなりますので、**新しい合言葉を入力してください**。2026年4月1日午前8時以降、電子カードにログインすると（LINEでの表示を含む）、新しい合言葉の入力を求めるページが表示されますので、新しい合言葉を市町村担当者に確認の上、入力してください。新しい合言葉を設定後は、従来どおり電子カードをご利用いただけます。



入力ページのイメージ図

**合言葉確認**

カード有効期限が過ぎました。有効期限の更新には2026年度の合言葉をご入力ください。合言葉は所属消防団の市町村または消防本部の消防団担当にお尋ねください。  
赤文字の項目を選択・入力し、画面下の「有効期限更新」ボタンを押してください。

会員区分	正会員
会員ID	24000001
氏名	豊知 太郎
シメイカナ	アイチ タロウ
Eメール	aichi@mail
市町村	<input type="text"/>
所属消防団	<input type="text"/>
家族会員有無	有り
新しい合言葉	<input type="text"/>

※合言葉は所属する消防団を管轄する市町村の担当者へ確認してください  
市町村消防団担当

有効期限更新

戻る

新しい合言葉を入力してから、「有効期限更新」を押してください

# 消防団員の皆様へ



## 準中型免許を知っていますか？

車両総重量3.5トン以上7.5トン未満（最大積載量2トン以上4.5トン未満）の消防ポンプ自動車等は、普通免許では運転できません。**準中型免許**を取得する必要があります！

## 消防団員が準中型免許を取得する費用等

について稲沢市から**助成**を受けることができます！

### （助成の対象）

- (1) **車両総重量が3.5トン以上の車両**が配備されている分団に所属する者（第5・6分団以外の者）
- (2) 所属する分団の分団長が推薦する者
- (3) **準中型免許を取得した翌年度末まで稲沢市消防団に在職**し、消防団活動を行うことを誓約する者
- (4) 承認通知書が交付された時点で準中型免許を取得しておらず入校等の手続を行っていない者
- (5) 市税を滞納していない者



### （助成金の額）

助成額は**最大15万円**

※助成対象経費に5分の4を乗じて得た額

助成希望のある方は消防本部総務課までご連絡ください  
TEL 0587-22-2111

# 稲沢市消防団



# 消

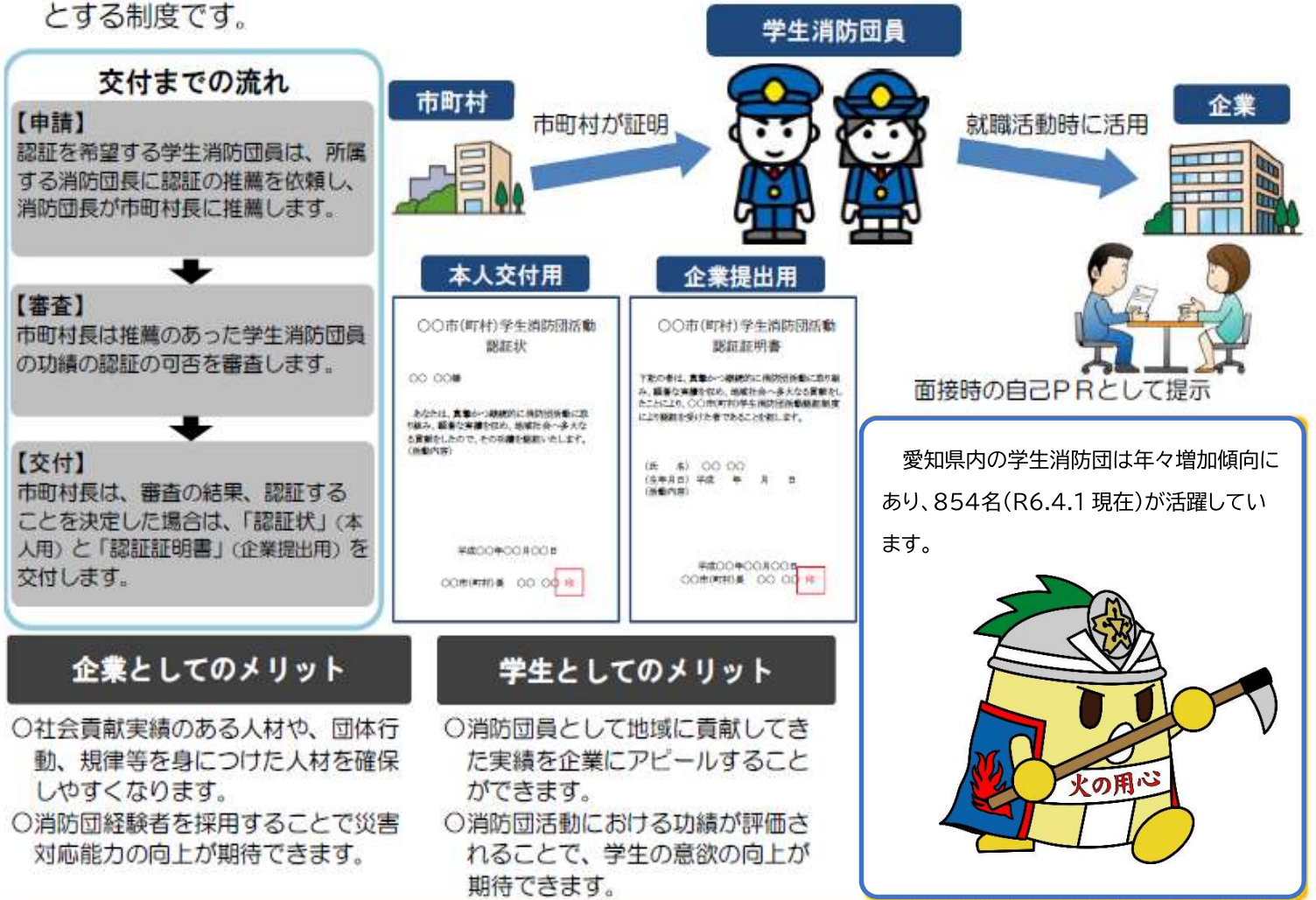


ご理解とご協力をお願いします！

# 学生消防団活動認証制度

## 学生消防団活動認証制度とは？

真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大な貢献をした大学生、大学院生又は専門学校生等について、市町村がその功績を認証し、就職活動を支援することを目的とする制度です。



問合せ先 稲沢市消防本部総務課

TEL 0587-22-2111 MAIL fire@city.inazawa.aichi.jp